

募集要綱

1. 事業名称

健康保険委員登録事業所向けヘルスケアサポート

2. 目的

全国健康保険協会は、わが国の社会保険制度の中で医療保険部門を担う組織（医療保険者）であり、加入する被保険者及び被扶養者の健康増進に資する事業等を実施している。

それに伴い、全国健康保険協会滋賀支部（以下、「滋賀支部」という）では、上記事業の一環として、健康保険委員※1の登録及びそのサポート等に努めている。

本案件は、滋賀支部の健康保険委員登録事業所に所属する被保険者及び被扶養者（以下、「健康保険委員等」という）向けサポートの強化（充実化）によって、加入者の健康増進等を図ることを主たる目的とする。

※1 健康保険委員とは

- ① 全国健康保険協会が事業主及び加入者の協力による事業の推進を図るために、職場内の広報・従業員からの相談対応・各種モニター等に協力していただいている被保険者（主に事業所の従業員等）のことである。
- ② 登録要件は、全国健康保険協会に加入する被保険者（主に事業所の従業員等）であること。
- ③ 登録料・年会費等は一切かからない。

3. 募集対象（協賛団体等の募集）

健康保険委員等に対し、運動・健康づくり・メンタルヘルス等、健康保険委員等の健康増進に資する各種サポート等（以下、「サービス等」という）の提供を行う者。（以下、「協賛団体等」という）

なお、提案内容については、以下の点に留意すること。

- ① 提案内容が健康保険委員等の健康増進に資するものであること。
- ② 提案内容が健康保険委員等及び滋賀支部に不利益を与えないものであること。
- ③ 提案内容が公序良俗に反しないものであること。
- ④ その他社会通念上相当であると認められるものであること。

4. 募集要件

- ① 法人であること。
- ② 全国健康保険協会の事業等について十分な理解があること。
- ③ 滋賀支部に対し、自らが提供可能なサービス等の提示が可能であること。
- ④ 健康保険委員等に対し、各種要綱等に則り、上記③で提示したサービス等の提供が可能であること。
- ⑤ 直近1年間について、健康保険料の未納がない者であること。
- ⑥ 経営の状況または信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- ⑦ 全国健康保険協会から損害賠償請求を受けていないこと。
- ⑧ その他各種要綱等で定められている事項を遵守できること。

5. 募集時期

随時（募集が終了となる場合あり）

6. 応募方法

応募にあたり、滋賀支部へ以下の書類を提出すること。なお滋賀支部は、必要に応じて以下の書類以外についても追加提出を求めることができるものとする。

- ① 様式1 応募申込書
- ② 様式2 暴力団等排除の誓約書
- ③ 様式3 保険料納付に係る申立書
直近1年分の健康保険料の納入が確認できる書類（下記のどちらか一方）
→保険料納入告知額・領収済通知書（写し）の直近1年分
→社会保険料納入証明書（直近1年分）
- ④ 会社概要及び営業内容がわかるパンフレット等（10部）

7. 選定委員会の開催

提出された書類等をもとに、滋賀支部内で選定委員会を開催し、その可否を決定する。結果については、後日書面で通知する。

8. 覚書の取り交わし

選定委員会の審議を経て選定に至った後、滋賀支部との間で覚書の取り交わしを行う。なお、サービスの提供開始日は、覚書内に記載された日付とする。

9. 委託期間

覚書締結日から当該年度の3月31日（期間満了日）までとする。

期間満了日の3ヶ月前までに、滋賀支部または協賛団体等のいずれかが相手方に別段の意思表示をしない場合、期間満了日の翌日から1年間延長されるものとし、以後同様の扱いとする。

10. その他留意事項

- ① 本案件にかかるサービス等の提供にあたり、滋賀支部から委託料や手数料をはじめとした金銭等の支払いは一切ないものとする。経費等については、全て協賛団体等の負担となる。
- ② 本案件にかかるサービス等の提供にあたって、事故や問題等が発生した場合、協賛団体等はその全てについて、自らの責任で対処及び解決をする。
- ③ 募集要件を満たさない者、もしくは提出書類において虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
- ④ 応募内容について、滋賀支部より電話等で照会を行う場合がある。
- ⑤ 単純な宣伝目的等の参加は不可とする。

<問い合わせ先>

全国健康保険協会滋賀支部 企画総務グループ

TEL :077-522-1103 FAX :077-522-1138